

中古遊技機流通健全化要綱 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第3章 中古遊技機の点検確認 (保証書の作成等)</p> <p><u>第12条 取扱主任者及び販売業者は、営業所から点検確認を依頼された中古遊技機について設置先の営業者が所有権を有していることを確認するものとする。ただし、設置元の営業者と同一営業者もしくは同一代表者の場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>2 取扱主任者は、前条第1項の規定による点検確認の結果、中古遊技機に異常が認められないときは、保証書（別記様式第1号）を作成し、所属する販売業者に提出する。</u></p> <p><u>3 製造業者は、前条第2項の規定により中古遊技機の主基板を検査したときは、主基板保証書（別記様式第2号）を取扱主任者が所属する販売業者に発行する。</u></p> <p><u>4 取扱主任者は、主基板保証書が発行された中古遊技機を再度点検確認し、異常が認められないときは、保証書を作成し、所属する販売業者に提出する。</u></p> <p><u>5 第2項又は前項に規定する保証書の作成者は、これに記名・押印又は署名する。</u></p> <p><u>6 第2項及び第4項に規定する保証書は、作成した日から50日以内に都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p><u>7 主基板保証書は、作成した日から50日以内に公安委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、平成27年12月1日から施行する。</u></p>	<p>第3章 中古遊技機の点検確認 (保証書の作成等)</p> <p><u>第12条 取扱主任者は、前条第1項の規定による点検確認の結果、中古遊技機に異常が認められないときは、保証書（別記様式第1号）を作成し、所属する販売業者に提出する。</u></p> <p><u>2 製造業者は、前条第2項の規定により中古遊技機の主基板を検査したときは、主基板保証書（別記様式第2号）を取扱主任者が所属する販売業者に発行する。</u></p> <p><u>3 取扱主任者は、主基板保証書が発行された中古遊技機を再度点検確認し、異常が認められないときは、保証書を作成し、所属する販売業者に提出する。</u></p> <p><u>4 第1項又は前項に規定する保証書の作成者は、これに記名・押印又は署名する。</u></p> <p><u>5 第1項及び第3項に規定する保証書は、作成した日から50日以内に都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p><u>6 主基板保証書は、作成した日から50日以内に公安委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。</p>

中古遊技機取扱業務実施要領 新旧対照表

改正後	現 行
(略) 附 則 この要領は、平成27年2月1日から施行する。 <u>附則</u> <u>この要領は、平成27年12月1日から施行する。</u>	(略) 附 則 この要領は、平成27年2月1日から施行する。

中古遊技機流通健全化要綱

〔平成 12 年 3 月 13 日〕
中古機流通協議会

最終改正 平成 27 年 10 月 20 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要綱は、中古遊技機の流通の安全及び取扱いの円滑化を図り、もって中古遊技機の流通の健全化に寄与すること等を目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 中古遊技機とは、営業所に設置されたことのある遊技機をいう。
- (2) 認定とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。) 第 20 条第 2 項の認定をいう。ただし、法第 20 条第 4 項の検定を受けた型式に属する遊技機について、検定の有効期間が経過する前に受けようとするものに限る。
- (3) 営業者とは、法第 2 条第 1 項第 7 号の営業(ぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第 7 条で定めるものに限る。)を営む風俗営業者をいう。
- (4) 特例営業者とは、法第 10 条の 2 第 1 項の規定により認定された特例風俗営業者をいう。
- (5) 管理者とは、法第 24 条第 1 項に規定する管理者をいう。
- (6) 取扱管理者とは、特例営業者の営業所の管理者であつて、遊技機取扱主任者に関する規程(平成 16 年日遊協規程第 1 号) 第 2 条第 1 項に規定する遊技機取扱主任者(以下「遊技機取扱主任者」という。)をいう。
- (7) 取扱主任者とは、遊技機販売業者登録に関する規程(平成 6 年日遊協規程第 1 号) 第 7 条に規定する登録販売業者(以下「販売業者」という。)に所属する遊技機取扱主任者をいう。

第 2 章 中古機流通協議会

(中古機流通協議会)

第 3 条 この要綱の運用に関し、必要な事項を協議するため、中古機流通協議会

(以下「協議会」という。)を設置し、次の団体で構成する。

- (1) 一般社団法人 日本遊技関連事業協会
- (2) 全日本遊技事業協同組合連合会
- (3) 日本遊技機工業組合
- (4) 全国遊技機商業協同組合連合会 (以下「全商協」という。)
- (5) 日本電動式遊技機工業協同組合
- (6) 回胴式遊技機商業協同組合 (以下「回胴遊商」という。)

(業 務)

第4条 協議会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第15条に規定する確認証紙の発行に関する事。
- (2) 中古遊技機に関する情報の交換に関する事。
- (3) 遊技機の認定申請に関わる業務に関する事。
- (4) 取扱主任者及び取扱管理者の認定要件その他この要綱を適正に運用するために必要な事項に関する事。

(役 員)

第5条 協議会の適正かつ効率的な運営を図るため、協議会の役員として委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員は、協議会を構成する各団体が推薦する当該団体の役職員2人とする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
- 5 委員に欠員が生じたときは、当該団体が補充の委員を推薦する。この場合の当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職 務)

第6条 委員長は協議会を代表し、協議会の業務を掌理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代行する。
- 3 委員は、協議会の業務の執行に参画する。

(会議の開催)

第7条 委員長は、必要があると認めたとき、協議会の会議を開催する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対し、会議の開催を要請することができる。
- 3 委員長は、会議を開催するときは、10日前までに各委員に対し、会議の目

的を明らかにした書面により招集するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(会議の運営)

第8条 協議会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、協議会を構成する団体の重大な利害に関わる案件については、当該団体の反対がない場合に限る。
- 4 会議の議事については、議事録を作成する。

(書面表決等)

第9条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の委員に表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、前条第1項及び第3項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。

第3章 中古遊技機の点検確認

(管理者の責務等)

第10条 管理者は、中古遊技機を営業所に設置する場合は、取扱主任者又は取扱管理者による点検確認を受けなければならない。ただし、取扱管理者は、次のいずれかの条件に該当する者に限る。

- (1) 取扱管理者は、中古遊技機の設置されていた営業所の管理者であること。
 - (2) 取扱管理者は、中古遊技機の設置されていた営業所と営業者を同一にする営業所（中古遊技機の設置されていた営業所の営業者が法人である場合には、当該法人に係る代表者（法第5条第1項第1号に規定する代表者をいう。以下この項において同じ。）が営業者である営業所及び当該代表者が代表者である他の法人の営業所を、営業者が個人である場合には、当該営業者が代表者である法人が営業者である営業所を含む。以下第3項において同じ。）の管理者であること。
- 2 前項各号に規定する場合において、中古遊技機を設置する営業所、中古遊技機の設置されていた営業所及び取扱管理者の営業所の所在地は、同一の都府県又は方面（警察法第51条に規定する方面をいう。以下次項において同じ。）の区域内にある場合に限る。

- 3 管理者は、次の各号に掲げる場合には、第1項に規定する取扱主任者又は取扱管理者による点検確認を各号が定める取扱管理者による点検確認に代えることができる。
- (1) 管理者が取扱管理者である場合 当該取扱管理者
 - (2) 管理者の所属する営業所と営業者を同一にする営業所に取扱管理者がいる場合（当該取扱管理者の所属する営業所の所在地は、管理者の所属する営業所と同一の都府県又は方面の区域内にある場合に限る。）当該取扱管理者

(中古遊技機の点検確認)

第11条 取扱主任者の点検確認は、次の各号について目視その他の方法により行う。

- (1) 遊技盤の枠（筐体部）と遊技盤（回胴部）が同一型式に属すること。
 - (2) 遊技機の製造番号及び主基板番号が適正であること。
 - (3) 主基板ケース及び回胴式遊技機の本体封止に開封されたこん跡がないこと。
 - (4) 遊技機に異物が装着されていないこと。
 - (5) 遊技機の各部品の形状に異常がないこと。
- 2 取扱主任者は、前項の規定による点検確認の結果、中古遊技機の主基板に異常が認められたとき又は協議会において主基板の検査が必要であると認めた機種であるときは、製造業者に当該主基板の検査を依頼する。
- 3 第1項の規定による点検確認は、中古遊技機が、その設置されていた営業所の客室から撤去された後に行うものとする。

(保証書の作成等)

第12条 取扱主任者及び販売業者は、営業所から点検確認を依頼された中古遊技機について設置先の営業者が所有権を有していることを確認するものとする。ただし、設置元の営業者と同一営業者もしくは同一代表者の場合はこの限りではない。

- 2 取扱主任者は、前条第1項の規定による点検確認の結果、中古遊技機に異常が認められないときは、保証書（別記様式第1号）を作成し、所属する販売業者に提出する。
- 3 製造業者は、前条第2項の規定により中古遊技機の主基板を検査したときは、主基板保証書（別記様式第2号）を取扱主任者が所属する販売業者に発行する。
- 4 取扱主任者は、主基板保証書が発行された中古遊技機を再度点検確認し、異

常が認められないときは、保証書を作成し、所属する販売業者に提出する。

- 5 第2項又は前項に規定する保証書の作成者は、これに記名・押印又は署名する。
- 6 第2項及び第4項に規定する保証書は、作成した日から50日以内に都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。
- 7 主基板保証書は、作成した日から50日以内に公安委員会に提出しなければならない。

(申請書類)

第13条 営業者は、中古遊技機の設置に伴い公安委員会に提出する営業許可又は変更承認の申請書には、次の各号に掲げる書類（協議会印が打刻されたものに限る。）を添付する。

- (1) 検定通知書（甲）の写し
- (2) 保証書
- (3) 主基板保証書（製造業者が主基板を検査した場合に限る。）

2 前項各号に掲げる書類は、販売業者が営業者（次条に規定する場合の特例営業者を除く。）に交付する。

(準用)

第14条 前三条の規定は、第10条第1項及び第3項に基づき取扱管理者が行う点検確認に準用する。この場合において「取扱主任者」とあるのは「取扱管理者」と、「所属する販売業者」とあるのは「所属する特例営業者」と読み替えるものとする。

第4章 確認証紙

(確認証紙)

第15条 全商協及び回胴遊商は、中古遊技機及び認定を受けようとする遊技機（次項において「中古遊技機等」という。）の点検確認の責任を明らかにするため、協議会の委嘱を受け、中古用及び認定申請用の2種類の確認証紙を発行する。

2 確認証紙は、取扱主任者又は取扱管理者が営業所に設置された中古遊技機等を点検確認した後、当該遊技機に貼付する。

第5章 要綱の改正

(改正)

第16条 この要綱は、協議会の会議において、出席した委員の全員一致により

改正することができる。

第6章 雜 則

(事務処理)

第17条 協議会の事務は、全商協の事務局が処理する。

(経 費)

第18条 協議会に要する費用は、全商協及び回胴遊商が負担する。

2 会議出席のために要する委員の旅費は、委員が所属する各団体が負担する。

(運用上の留意事項)

第19条 中古遊技機の流通及び取扱いに従事する者は、この要綱の趣旨に則り、この制度の適正かつ効果的な運用に努めるものとする。

2 協議会を構成する団体は、遊技機の不正防止に努めるものとする。

(補 則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するため必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。ただし、回胴式遊技機については、同16年7月1日から施行された遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則に基づく型式試験に適合し、かつ検定を受けた遊技機から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

中古遊技機取扱業務実施要領

〔平成16年11月22日〕
〔中古機流通協議会〕

最終改正 平成27年10月20日

(目的)

第1条 この要領は、中古遊技機流通健全化要綱（以下「要綱」という。）第20条に基づき、中古遊技機（以下「中古機」という。）の取扱い業務に関し、具体的な実施要領を定め、もってその業務の適正化を図ることを目的とする。

(書類の打刻)

第2条 取扱主任者又は取扱管理者が作成し、所属する登録販売業者又は特例営業者に提出した保証書は、当該中古機の検定通知書（甲）の写しとともに、これを所管する全商協傘下の地区ごとの遊技機商業協同組合（以下「地区遊商」という。）又は回胴遊商に申請し、中古機流通協議会印の打刻を受けなければならない（以下「打刻申請」という。）。この場合において、特例営業者は仲介する地区遊商組合員又は回胴遊商組合員（以下「仲介組合員」という。）を経由して地区遊商又は回胴遊商に書類を提出する。

(撤去遊技機明細書の提出及び保管)

第3条 管理者は、遊技機の入替え又は減台に伴い遊技機を撤去するときは、変更承認申請又は変更届出時に、当該撤去遊技機の明細が記載された変更承認申請/変更届出撤去遊技機明細書（正）（副）（別記様式第1号）を公安委員会に提出し、返却された（副）を保管する。

2 管理者は、中古機の移動等をする場合は、取扱主任者又は取扱管理者を経由して、当該遊技機に係る前項の変更承認申請／変更届出撤去遊技機明細書（副）の写しを地区遊商又は回胴遊商に提出しなければならない。

(中古遊技機確認書の作成)

第4条 管理者は、中古機の移動等をする場合は、当該中古機が正常であること等を確認し、中古遊技機確認書（別記様式第2号）を作成した上で、取扱主任者又は取扱管理者を経由して、これを地区遊商又は回胴遊商に提出しなければならない。

（点検確認の実施）

第5条 要綱第11条第1項に規定する点検確認は、中古ぱちんこ遊技機等（回胴式を除く。以下同じ。）点検確認受渡書（別記様式第3号）又は中古回胴式遊技機点検確認受渡書（別記様式第4号）（以下「点検確認受渡書」という。）に示された1～17番の項目について行う。

2 取扱主任者又は取扱管理者は、当該中古機が営業所に設置されたとき、点検確認受渡書に示された当該中古機に関わる全項目について、異常等の有無を点検し、これに記録する。

（中古機の保全等）

第6条 取扱主任者又は取扱管理者は、前条第1項に規定する点検確認の結果、異常が認められなかったときは、ぱちんこ等の場合は全商協が、回胴式の場合は回胴遊商がそれぞれ定めた方法により型式の保全措置をとる。

（保管・納品確認書の作成）

第7条 取扱主任者又は取扱管理者は、前条に規定する型式の保全措置をとった後に保管・納品確認書（別記様式第5号）に所定の事項を記入する。

2 管理者は、保管・納品確認書に中古機を受領した際の納品業者及び受領日時を記入し、当該中古機の型式の保全状態を確認の結果、異常がない場合には署名する。

3 型式の保全措置を解除するのは、取扱主任者又は取扱管理者もしくは管理者（当該保全措置をとった取扱主任者又は取扱管理者の了解を得た者に限る。）とし、当該保全措置を解除した者は、保管・納品確認書に日時を記入し、署名する。

4 取扱主任者又は取扱管理者は、完成した保管・納品確認書を、所属する登録販売業者又は特例営業者及び仲介組合員を経由して（書類提出の経由要件は以下同じ。）、地区遊商又は回胴遊商に提出する。

(点検確認受渡書の作成)

- 第8条 管理者は、取扱主任者又は取扱管理者による第5条第2項に規定する点検確認に立会い確認し、異常がないことを認めたときは点検確認受渡書に署名・押印し、当該遊技機を受領する。
- 2 取扱主任者又は取扱管理者は、点検確認受渡書（正）（副）を作成し、（副）は営業所に渡し、（正）は地区遊商又は回胴遊商に提出しなければならない。

(確認証紙の貼付)

- 第9条 取扱主任者又は取扱管理者は、第5条第2項による点検確認の結果、異常が認められなかつたときは、当該中古機1台ごとに、ぱちんこ等の場合は遊技盤の枠番号付近もしくはそれに準ずる位置に、回胴式の場合は筐体部内面に確認証紙（中古用）を貼付する。
- 2 取扱主任者及び取扱管理者は、確認証紙（中古用）を破損又は紛失したときは、発行者の地区遊商又は回胴遊商に対し、速やかに破損した確認証紙（中古用）を返納し、又は紛失した旨を報告して再発行を申請しなければならない。

附 則

この要領は、要綱の施行の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年2月1日から施行する。

(手数料等)

- 2 特例営業者は、第2条の規定による打刻申請をする際、次の各号の手数料等（消費税別）を地区遊商又は回胴遊商に納付するものとする。

- (1) 打刻等手数料 1機種6000円
(2) 確認証紙代 1枚 300円

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。